

仕様書

1. 案件名称 令和7年度 大阪市立弘済院附属病院 高圧蒸気滅菌装置整備業務委託
2. 目的 本件は、高圧蒸気滅菌装置を安全かつ確実に使用するために必要な整備を行い、ボイラー及び圧力容器安全規則第73条その他関係法令の規定による性能検査を受けるために必要な準備を行うことを目的とする。
3. 履行場所 大阪府吹田市古江台6丁目2番1号
大阪市立弘済院附属病院 中央材料室（別紙「作業場所図」参照）
4. 履行期限 令和8年3月30日（月）
5. 対象機器 高圧蒸気滅菌装置 型式：VSSV-AM09（サクラ精機株式会社製）
台数：1台（検査有効期間：令和8年3月30日）
6. 業務内容 「5. 対象機器」の製造者（サクラ精機株式会社）と連携し、次の業務を実施すること。
実施にあたっては、「ボイラー及び圧力容器安全規則第70条」で定める者により適切に実施すること。

(ア)各消耗部品について点検し、消耗具合等により交換の必要性を判定すること。「必要あり」と判定した場合、その内容を報告すると共に交換にかかる見積書類を提出すること。

【(参考) 主な消耗部品の名称及び数量】

部品名称	数量
扉パッキン (Z96-2715)	1本
フィルター (メイン) (R1F070)	1個
フィルター (プレ) (6R-64 L-262)	1個
蒸気フィルター (MBS1001S100H5)	1本
Oリングフィルタハウジング用 (ORH-235)	1個
サーモエレメント (W1BT用 BB1)	3個
サーモエレメント (W1AS、W2AS、W1AF用 BB0)	1個
ルーロンライニング弁 (15A)	6個
CPU フィルター (FLM12)	1個
圧力計 (ATG3/8X75X1、0MPa)	1個
安全弁 (FB-4 レバー付き 0.25MPa 3/4(20 A)) (安全弁交換時必要となる配管材一式含む)	1個

- (イ)検査機関の性能検査を受けるための事前点検、準備作業。
- (ウ)作業中に別途整備必要箇所が発見された場合、その内容を報告すると共に修繕処置等にかかる見積書類を提出すること。
- (エ) (ア) (イ) の作業は、検査機関が実施する性能検査受検までの間で発注者が指定する通常就業時間中に行い、附属病院の業務に支障がないようにすること（受検は令和8年3月中旬から下旬予定）。
- (オ)検査機関が実施する性能検査に立ち会うこと。
- (カ)作業完了後、文書にて作業完了報告書を提出すること。

7. その他
- ① 当業務に係る費用はすべて受注者の負担とする。
(6.業務内容 (ア) (ウ) による別途交換、修繕処置は当業務に含まない)
 - ② 別紙特記仕様書を遵守すること。

8. 仕様書に関する連絡先

大阪市立弘済院管理課（附属病院グループ）
TEL：06-6871-8034 FAX：06-6872-0549

作業場所図



公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)（以下「条例」という）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(福祉局総務部総務課 06-6208-7911)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(福祉局総務部総務課 06-6208-7911)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(不当要求に関する報告)

第6条 受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(福祉局総務部総務課 06-6208-7911)に報告しなければならない。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること